

## ○東彼杵町合併処理浄化槽設置費及び維持管理費補助金交付要綱

(平成 10 年 3 月 26 日告示第 27 号)

改正 平成 18 年 3 月 28 日告示第 24 号(題名改正) 平成 19 年 6 月 20 日告示第 67 号  
平成 25 年 8 月 22 日告示第 97 号 平成 26 年 7 月 1 日告示第 67 号  
平成 26 年 12 月 24 日告示第 115 号 平成 27 年 2 月 20 日告示第 10 号

東彼杵町生活排水処理施設の設置指導及び補助金交付要綱(昭和 63 年 3 月 31 日告示第 17—2 号)及び東彼杵町生活排水処理施設の設置指導及び補助金交付要綱細則(昭和 63 年 3 月 31 日告示第 17—3 号)の全部を改正する。

(目的)

第 1 条 この要綱は、大村湾、河川等の公共用水域の水質汚濁を防止し、町民の生活環境及び自然環境の保全を図るため、予算の定めるところにより、合併処理浄化槽又は高度処理型合併処理浄化槽(以下この条において「合併処理浄化槽等」という。)を設置しようとする者に対して合併処理浄化槽設置費補助金(以下「設置補助金」という。)を、合併処理浄化槽の維持管理を行う者に対して合併処理浄化槽等維持管理費補助金(以下「管理費補助金」という。)を交付するものとし、その交付については、東彼杵町補助金等交付規則(平成 16 年東彼杵町規則第 22 号。以下「規則」という。)及びこの要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 合併処理浄化槽 浄化槽法(昭和 58 年法律第 43 号)第 2 条第 1 項に規定する浄化槽であつて、同法第 4 条第 1 項に規定する構造基準に適合し、生物化学的酸素要求量(以下「BOD」という。)が除去率 90%以上、放流水 1 リットル当たりの BOD の日間平均値が 20 ミリグラム以下の機能を有するもの(脱窒素ろ床接触ばつ気方式にあつてはこれらの機能に加え、総窒素が 1 リットル当たりの日間平均値が 20 ミリグラム以下であるもの)をいう。

(2) 高度処理型合併処理浄化槽 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 窒素又は磷除去能力を有する高度処理型合併処理浄化槽(合併処理浄化槽のうち、放流水 1 リットル当たりの総窒素濃度の日間平均値が 20 ミリグラム以下又は総磷濃度が 1 リットル当たりの日間平均値が 1 ミリグラム以下の機能を有するものをいう。以下同じ。)

イ 窒素及び磷除去能力を有する高度処理型合併処理浄化槽(合併処理浄化槽のうち、放流水 1 リットル当たりの総窒素濃度の日間平均値が 20 ミリグラム以下の機能を有し、かつ、総磷濃度が 1 リットル当たりの日間平均値が 1 ミリグラム以下の機能を有するものをいう。以下同じ。)

ウ BOD 除去能力に関する高度処理型合併処理浄化槽（合併処理浄化槽のうち、BOD の除去率が 97%以上の機能を有し、かつ、放流水 1 リットル当たりの BOD の日間平均値が 5 ミリグラム以下の機能を有するものをいう。以下同じ。）

(3) 建物 住宅施設を備えたもの(店舗等を併設したものを含む)及び事業所をいう。  
(建築主の努め)

第 3 条 生活排水を排出する建物を建築しようとする者は、浄化槽の設置に努めなければならない。

(設置補助金の交付対象者及び交付対象区域)

第 4 条 町は、設置補助金の交付の対象となる者は、町長の定める地域において、建物に処理対象人員 50 人以下の合併処理浄化槽又は高度処理型合併処理浄化槽(国庫補助指針の適用を受ける浄化槽にあつては、国庫補助指針に適合するものとする。)を設置しようとする者に対して、予算の範囲内で設置補助金を交付する。

2 町は、設置敷地が狭小等により個別合併処理浄化槽の設置が不可能なため、地域で組織する組合等が事業主体となり、集合処理合併処理浄化槽を設置しようとする場合、組合等に予算の範囲内で設置補助金を交付する。

3 前各項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する者に対しては、設置補助金を交付しない。

(1) 浄化槽法第 5 条第 1 項に基づく設置の届出の審査又は、建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 6 条第 1 項に基づく確認を受けずに、合併処理浄化槽又は高度処理型合併処理浄化槽を設置する者

(2) 建物等を借りている者で、賃貸人の承諾が得られない者  
(設置補助金額)

第 5 条 設置補助金の額は、別表 1 の人槽区分の欄の区分に応じ、当該合併処理浄化槽又は高度処理型合併処理浄化槽の欄に掲げる額を上限とし、別表 1 の額と設置工事費とを比較していずれか少ない方の額とする。ただし、その額に 1,000 円未満の端数がある場合は、その端数は切り捨てるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、集合処理合併処理浄化槽の設置補助金の額は、合併処理浄化槽に要する費用の査定を行い、確定された額から 150,000 円に世帯数を乗じた額を除いた額を補助限度とする。ただし、その額に 1,000 円未満の端数がある場合は、その端数は切り捨てるものとする。

3 前項の交付対象となる施設は、合併処理浄化槽（付帯設備を含む）及び各戸に至る末端管路とし、個人敷地内の施設については交付対象外とする。

第 5 条の 2 町は、町長の定める地域において、平成 30 年度までに合併処理浄化槽を設置する場合の設置補助金の額は、前条第 1 項の規定にかかわらず、別表 2 の人槽区分に掲げる区分ごとに定める額を上限とし、別表 2 の額と設置工事費とを比較してい

れか少ない方の額とする。ただし、その額に1,000円未満の端数がある場合は、その端数は切り捨てるものとする。

(設置補助金の交付申請)

第6条 設置補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、設置の工事に着工する前に、合併処理浄化槽設置費補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1) 長崎県浄化槽事務取扱要領(昭和61年3月制定)に定める期間を経過した同要領に定める浄化槽設置届出書の写し又は建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項若しくは第6条の2第1項の確認済証の写し

(2) 設置場所の案内図

(3) 建物等を借りている者は、賃貸人の承諾書

(4) その他、町長が必要と認める書類

2 申請書の提出期限は、補助金の交付を受けようとする当該年度の12月末日までとする。ただし、町長が特に必要と認めた場合はこの限りではない。

(交付の決定及び通知書類)

第7条 町長は、第6条の設置補助金交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査して設置補助金の交付の可否を決定することとする。

2 町長は、前項の規定により、補助金を交付すると決定した者に対しては、合併処理浄化槽設置費補助金交付決定通知書(様式第2号)により、交付しないと決定した者に対しては、合併処理浄化槽設置費補助金不交付通知書(様式第3号)によりそれぞれ通知する。

(変更承認申請書等)

第8条 第7条第2項の規定により補助金交付決定を受けた者(以下「補助対象者」という。)は、第7条第2項の補助金交付決定通知を受けたのち、補助金申請内容を変更する場合又は補助事業を中止若しくは廃止しようとするときは、変更承認申請書(様式第4号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、毎年度1月31日までに町長に報告してその指示を受けなければならない。

(実績報告)

第9条 補助対象者は、設置補助金にかかる事業完了後1ヶ月以内(第8条第1項の規定により、事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は当該承認通知を受理した日から1ヶ月以内)又は当該年度内のいずれか早い日までに合併処理浄化槽設置費補助金実績報告書(様式第5号)に次の書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し(補助対象者が自ら当該浄化槽の保守点検又は清掃を行なう場合にあっては自ら行なうことができることを証明する書類)

- (2) 浄化槽法定検査依頼書の写し
  - (3) その他、町長が必要と認める書類
- (交付額の確定)

第10条 町長は、第9条の規定により提出された実績報告書を審査し、補助事業の成果が設置補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められるときは設置補助金の交付額を確定し合併処理浄化槽設置費補助金交付額確定通知書(様式第6号)により速やかに補助対象者に通知する。

(設置補助金の請求)

第11条 町長は、第10条の規定による合併処理浄化槽設置費補助金の交付額の確定後、補助金交付請求書(様式第7号)による補助対象者の請求に基づき、設置補助金を交付する。

(設置補助金の取り消し)

第12条 町長は、補助対象者が次の各号の一つに該当した場合には、設置補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により補助金を受けたとき
- (2) 設置補助金を他の用途に使用したとき
- (3) 設置補助金交付の条件に違反したとき

(設置補助金の返還)

第13条 町長は、設置補助金の交付を取り消した場合、当該取り消しに係る部分に関し、すでに設置補助金が交付されているときは、設置補助金の返還を命ずることができる。

(管理費補助金の交付対象者)

第14条 管理費補助金の交付の対象となるのは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 設置補助金を受けて設置された浄化槽の管理者
- (2) 合併処理浄化槽(通常型及び高度処理型)の維持管理を適正に行っている者で、様式第9号による届出を行い町長が認めた者
- (3) その他町長が特に必要と認める浄化槽の管理者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、管理費補助金を交付しない。

- (1) 下水道等の整備が終了した区域において、供用開始後6月を経過して合併処理浄化槽又は高度処理型合併処理浄化槽を使用し維持管理を行う者
- (2) 浄化槽法第11条に基づく法定検査を受検していない者。

(管理費補助金の額)

第15条 管理費補助金の額は、別表3に掲げる浄化槽の人槽区分の欄の区分に応じ、当該補助金の額の欄に掲げる額を上限とする。

(管理費補助金の交付申請)

第 16 条 管理費補助金の交付を受けようとする者は、合併処理浄化槽維持管理費補助金交付申請書兼実績報告書(様式第 8 号)に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 浄化槽法第 11 条に基づく法定検査料の領収書の写し
  - (2) 保守点検委託料領収書の写し及び記録票の写し
  - (3) 清掃委託料領収書の写し及び記録票の写し
  - (4) その他維持管理に必要と認められる費用の領収書の写し
- (交付の決定及び通知)

第 17 条 町長は、前条の交付申請書兼実績報告書の提出があったときは、速やかにその内容を審査して管理費補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により、管理費補助金を交付すると決定した者に対しては、補助金等交付決定通知書(様式第 2 号)により、交付しないと決定した者に対しては、合併処理浄化槽(設置費・維持管理費)補助金の不交付決定通知書(様式第 3 号)によりそれぞれ通知する。

(管理費補助金の請求及び交付)

第 18 条 町長は、前条の規定による管理費補助金の交付決定後、合併処理浄化槽維持管理費補助金交付請求書(様式第 7 号)による管理費補助対象者(管理費補助金の交付の決定の通知を受けた者をいう。以下同じ。)の請求に基づき、管理費補助金を交付する。

(補助金交付の取消し及び返還)

第 19 条 町長は、管理費補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、管理費補助金交付の決定を取り消し、既に管理費補助金を交付した場合にあっては、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 浄化槽法の規定に違反したとき。
- (3) 不正な手段により管理費補助金の交付を受けたとき。

(交付手続きの省略及び併合)

第 20 条 規則第 24 条の規定により、管理費補助金の確定通知は省略し、管理費補助金の交付申請及び規則第 15 条の規定による実績報告は併合して行うものとする。

(その他)

第 21 条 町長は、補助事業を適正に執行するため、浄化槽の設置工事の状況を施工の現場において確認する。

第 22 条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に必要な事項については、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 10 年 4 月 1 日から施行し、平成 10 年度の予算に係る補助金より適用する。

附 則(平成 18 年 3 月 28 日告示第 24 号)

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行し、平成 18 年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則(平成 19 年 6 月 20 日告示第 67 号)

この要綱は、告示の日から施行し、平成 19 年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則(平成 25 年 8 月 22 日告示第 97 号)

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 7 月 1 日告示第 67 号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成 26 年 12 月 24 日告示第 115 号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成 27 年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則(平成 27 年 2 月 20 日告示第 10 号)

この要綱は、平成 27 年 3 月 2 日から施行する。

別表 1(第 5 条第 1 項関係)

人槽区分 (処理対象 人員規模 別の区 分)	合併処 理浄化 槽	窒素又は磷除去能力 を有する高度処理型合 併処理浄化槽	窒素及び磷除去能力 を有する高度処理型合 併処理浄化槽	BOD 除去能力に関 する高度処理型合併 処理浄化槽
5 人槽	332,000 円	444,000 円	528,000 円	489,000 円
6~7 人槽	414,000 円	486,000 円	693,000 円	654,000 円
8~50 人 槽	548,000 円	576,000 円	963,000 円	903,000 円

備考

- 1 日本工業規格「建築物の用途別によるし尿浄化槽の処理対象人員算定基準(JIS A 3302)」による人槽を超えて設置した場合は基準どおりの人槽区分とし、人槽を減じて設置した場合は、その人槽区分により補助金を交付する。

別表 2 (第 5 条の 2 関係)

人槽区分(処理対象人員規模別の区分)	合併処理浄化槽	高度処理型合併処理浄化槽
5 人槽	585,000 円	697,000 円
6~7 人槽	730,000 円	802,000 円
8~50 人槽	1,018,000 円	1,046,000 円

備考

- 1 日本工業規格「建築物の用途別によるし尿浄化槽の処理対象人員算定基準(JIS A 3302)」による人槽を超えて設置した場合は基準どおりの人槽区分とし、人槽を減じて設置した場合は、その人槽区分により補助金を交付する。

別表 3 (第 15 条関係)

人槽区分(処理対象人員規模別の区分)	補助金の額
5 人槽	12,000 円
6~7 人槽	18,000 円
8~50 人槽	22,000 円

様式第 1 号

補助金交付申請書

[別紙参照]

様式第 2 号

補助金交付決定通知書

[別紙参照]

様式第 3 号

補助金不交付通知書  
[別紙参照]

様式第4号

変更承認申請書  
[別紙参照]

様式第5号

実績報告書  
[別紙参照]

様式第6号

補助金交付額確定通知書  
[別紙参照]

様式第7号

補助金交付請求書  
[別紙参照]

様式第8

補助金交付申請書兼実績報告書  
[別紙参照]

様式第9

東彼杵町合併処理浄化槽維持管理補助金に伴う浄化槽登録届出書  
[別紙参照]